

名古屋市との空家等対策に関する協定の締結について

平成 28 年 11 月 22 日、当会は、名古屋市における空家等の発生の未然防止や管理の適正化などの取組を推進するため、同市との間で「空家等対策に関する協定」を愛知県司法書士会と共に締結しました。

名古屋市役所で行われた協定締結式では、河村たかし名古屋市長、和田博恭愛知県司法書士会会長及び当会茶谷会長が、各々協定書に署名し、調印を取り交わしました。

当日の締結式については、中日新聞等において掲載されました。

本協定に基づき、名古屋市は、当面、名古屋市公式ウェブサイト等により、調査士会、司法書士会による空家等対策に関する講演会や相談窓口の案内等の広報活動を開始することになりました。

一方、当会では、空家等に関する相談業務を主たる取組事項とし、今後は、空家等対策の情報を共有して、各種課題に対し連携して取組を進めることとなりました。

全国的に空き家率が高まる中、適切な管理が行われていない空き家の存在が防災、衛生、景観等の面から地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。また、そればかりか、私たち土地家屋調査士が行う隣接土地所有者の調査においても、探索が困難な場合がしばしばあり問題となっています。

そのような状況下において、平成 27 年 2 月 26 日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行（同年 5 月 26 日に全面施行）され、各地方自治体は、空き家問題に対する取組を開始したところです。

名古屋市では、同特別措置法が施行される前の平成 26 年に、「空家等対策の推進に関する条例」を制定し、同年に空家等対策審議会を組成しています。昨年は、臨時委員として土地家屋調査士及び司法書士らが追加されました。同市では、同審議会の意見を踏まえ、今年度末にも対策計画中間案を取りまとめる予定です。

なお、他の市町村においても、空家等対策協議会等の構成員として土地家屋調査士の参画が進んでいますが、いまだ 2 割程度にとどまっており、現在、名古屋法務局及び愛知県司法書士会と連携して、県下自治体の首長に対し、同協議会への会員の参画方依頼しているところです。

（名古屋市空家等対策審議会臨時委員
熱田支部長 小島篤実）

